

行財政改革の 手法について

問

国と地方の債務残高は、七五兆円程度と見込まれると
き、国、県においても歳出の
削減の方向が見えている。

市長として、各部の予算を
一定削減する、また、補助金
の削減、総人件費改革等との
ようにして改革を進めるのか、
わかりやすく具体的に方向を
示してほしい。

答

中村市長

厳しい財政状況を厳粛に受
けとめながらも、地方分権時
代にふさわしい社会情勢の変
化に的確に対応した簡素で効



田中 弘 議員

率的な行財政システムの構築
と、質の高い住民サービスを
提供していかねばならな
い。そうした思いも込めて策
定した行政改革大綱に沿って
組織機構、事務事業、職員の
意識の改革に取り組み意気込
みを表明した。

具体的な取組として、人事
評価、行政評価は試行運行と
して、すでに取り組んでいる。

補助金の見直しは、第一
段階として、任意の団体補助に
対し、明確な基準と適正化計
画を策定した上で、十九年度
の早い時期に見直し計画を確
定させ、二十年度予算に確定
に反映したいと考えている。

その他事業補助についても、
全事業を対象に、見直し基準
と適正化計画を踏まえ、また
行政評価なども活用しながら
順次見直しを図っていきたい。

公共事業の見直しは、総合
計画に基づき実施計画を策定
していく中で、合併協議会
の新市建設計画の見直しの形
で策定したい。新市の建設計
画や過疎計画に掲載している
合併特例債活用事業、過疎債
活用事業なども含め、現実の
財政事情からすべてが特例期
間中に実施できるとは考えら
れないので、確実な財政見通

しを分析し、総合的な判断の
中で抜本的な見直しをしたい。

人件費は、この四年間職員
採用を行わず、さらに合併時
に臨時職員を縮小するなど、
職員削減に取り組んできた。

しかしながら、地域事務所
の問題や国、県からの移譲事
務の増加、また県や機構への
職員派遣など職員削減と逆行
する問題も多くある。団塊の
世代の退職も目前の課題であ
り、事務事業の見直し、民間
委託や民営化、地域事務所の
問題など適正な判断をしまが
ら、人件費の抑制に努めたい。

税制の改正に伴う説明、 啓蒙について

問

税金問題は、私達の大変関
心のあることである。

国の三位一体改革、税源移
譲により十九年度より所得税
から個人住民税へと課税方法
が変わり、所得に関係なく県
市民税は、一律に標準税率十
%になる。税制改正の説明、
納税の啓蒙を早くから行う必
要があると考えますが、どうか。

答

中村市長

来年度から三兆円の税源移
譲に伴い、住民税の税率が一
律十%になり、所得税の累進
課税率が細分化されるなど、
住民税、所得税の税率構造が
変更される。あわせて、定率
減税の廃止や高齢者の住民税
非課税措置の段階的廃止など、
税負担の増加につながる制度
改正が実施されることになっ
ている。



配られるパンフレット

この所得税から住民税への
税源移譲は、地方分権、三位
一体改革の一環として位置づ
けられており、円滑に実施さ
れなければならぬ。そのた
めには、税源移譲の前後で税
の負担額は、住民税と所得税
を合わせると変わらないとい
うこと、ただし定率減税の廃
止などのために負担が増加す
ることなど、納税者に正しく
理解していただくことが必要
であると考えている。

今回の改正に当たっても、
国では既に取組が始まってい
るが、本市においても、国、
県、関係団体と連携しながら
広報紙、リーフレット、ホー
ムページ等考えられるさまざま
な媒体を活用して早期に制
度の周知に取り組みたい。

また、納税の周知の際には、
リーフレットを同封するなど、
個々の納税者の御理解が得ら
れるよう努めたい。

その他の質問事項

・県道の整備について